

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目9番3号
氏 名 株式会社ヒューマンハーバー
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 副島勲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 三反園訓



許可の年月日 平成28年10月20日
許可の有効年月日 平成33年10月19日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銹さい、ばいじん、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿

以上18種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成28年10月20日	
変更届出	平成28年11月8日	住所を「福岡県福岡市南区向野一丁目3番16号」から「福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目9番3号」に変更



変更届出	平成29年10月17日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く。）」に，「金属くず（自動車等破砕物を除く。）」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く。）」に，「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く。）」に変更
------	-------------	--

- 5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無
- 6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

